

用地調査等共通仕様書新旧対照表

令和6年10月1日

宮崎県農政水産部

用地調査等共通仕様書（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書
<p>第 1 条～第 30 条（略）</p> <p>（安全等の確保）</p> <p>第 31 条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>（1）屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>（3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p><u>（4）受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>6～8（略）</p> <p>第 32 条～第 36 条（略）</p> <p>（保険加入の義務）</p> <p>第 37 条（略）</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><u>（環境負荷低減への取組）</u></p> <p><u>第 38 条 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>（1）オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>（2）プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>（3）環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>（4）生物多様性に配慮した事業実施</u></p> <p><u>（5）みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p><u>第 39 条～第 71 条（略）</u></p>	<p>第 1 条～第 30 条（略）</p> <p>（安全等の確保）</p> <p>第 31 条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>（1）屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>（2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。</p> <p>（3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。</p> <p>（新設）</p> <p>6～8（略）</p> <p>第 32 条～第 36 条（略）</p> <p>（保険加入の義務）</p> <p>第 37 条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 38 条～第 70 条（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(区分地上権設定範囲図の作成)</u> <u>第 72 条 区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図（用地平面図）と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲（上下範囲）及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、調査職員が指示する事項を記入するものとする。</u></p> <p><u>第 73 条～第 82 条</u> （略）</p> <p>（木造建物） <u>第 83 条 木造建物〔I〕の調査は、中央用地対策連絡協議会が定める建物移転料算定要領（案）</u>（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。<u>この場合において、建物要領第 1 条及び別記曳家移転料算定要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2, 3 （略）</p> <p><u>第 84 条～第 85 条</u> （略）</p> <p>（機械設備） <u>第 86 条 機械設備の調査は、中央用地対策連絡協議会が定める機械設備調査算定要領（案）</u>（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。<u>この場合において、機械設備要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第 87 条</u> （略）</p> <p>（附帯工作物） <u>第 88 条 附帯工作物の調査は、中央用地対策連絡協議会が定める附帯工作物調査算定要領（案）</u>（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。<u>この場合において、附帯工作物要領第 1 条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第 89 条～第 151 条</u> （略）</p> <p>（補償説明） <u>第 152 条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調査（共通仕様書様式第 11 号）及び物件調査（共通仕様書様式第 22 号）並びに宮崎県土地改良事業用地事務取扱要領（昭和48年 7 月 1 日施行）第18条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>第 71 条～第 80 条 （略）</p> <p>（木造建物） 第 81 条 木造建物〔I〕の調査は、「別記17」建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>2, 3 （略）</p> <p>第 82 条～第 83 条 （略）</p> <p>（機械設備） 第 84 条 機械設備の調査は、「別記 6」機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。</p> <p>第 85 条 （略）</p> <p>（附帯工作物） 第 86 条 附帯工作物の調査は、「別記13」附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>第 87 条～第 149 条 （略）</p> <p>（補償説明） <u>第 150 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第 153 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごとの補償内容、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接等により</u>補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第 154 条 <u>権利者等</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これらの業務</u>が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び<u>権利者等</u>ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) <u>権利者等</u>ごとの<u>補償説明に係る事項</u>の整理</p> <p>(3) <u>権利者等</u>に対する説明用資料の作成</p> <p>(<u>権利者等</u>に対する説明)</p> <p>第 155 条 <u>権利者等</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) <u>権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) <u>権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>権利者等</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償説明</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 156 条 受注者は、<u>権利者等と面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び<u>権利者等の主張</u>又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 18 号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第 157 条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者等</u>ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者等に係る補償説明</u>のすべてについて<u>権利者等の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、<u>権利者等</u>が説明を受け付けない、<u>又は</u>当該事業計画、<u>補償説明若しくは</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第 151 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該事業の内容</u>、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>補償内容、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後に</u>補償説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第 152 条 <u>権利者</u>に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、<u>これら業務</u>が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該区域全体及び<u>権利者</u>ごとの処理方針の検討</p> <p>(2) <u>権利者</u>ごとの<u>補償内容等</u>の整理</p> <p>(3) <u>権利者</u>に対する説明用資料の作成</p> <p>(<u>権利者</u>に対する説明)</p> <p>第 153 条 <u>権利者</u>に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること</u></p> <p>(2) <u>権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</u></p> <p>2 <u>権利者</u>に対しては、前条において作成した説明用資料を基に<u>補償内容等</u>の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第 154 条 受注者は、<u>権利者と面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び<u>権利者の主張</u>又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 18 号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第 155 条 受注者は、補償説明の現状及び<u>権利者</u>ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>当該権利者に係る補償内容等</u>の全てについて<u>権利者の理解</u>が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、<u>権利者</u>が説明を受け付けない<u>若しくは</u>当該事業計画、<u>補償内容等又は</u>その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>第 158 条～第 162 条</u> (略)</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p><u>第 163 条</u> 費用負担の説明とは、<u>公共事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p><u>第 164 条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等</u>、<u>実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け</u>、<u>概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等に対し</u>、<u>面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p><u>第 165 条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p><u>第 166 条</u> 権利者に対する説明は、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に<u>掲げる業務を行うものとする</u>。</p> <p>(1) <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p><u>第 167 条</u> 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 18 号）に記載するものとする。</p> <p><u>第 168 条～第 200 条</u> (略)</p>	<p><u>第 156 条～第 160 条</u> (略)</p> <p>(費用負担の説明)</p> <p><u>第 161 条</u> 費用負担の説明とは、<u>県農業農村整備事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p><u>第 162 条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>費用負担の内容等</u>、<u>各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p><u>第 163 条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p><u>第 164 条</u> 権利者に対する説明は、次の各号に<u>より行うものとする</u>。</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p><u>第 165 条</u> 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 18 号）に記載するものとする。</p> <p><u>第 166 条～第 198 条</u> (略)</p>